

「共謀罪」の人権制約に懸念

国連特別報告者 安倍首相に書簡送付

しんぶん赤旗 2017年5月21日(日)

国連のプライバシー権に関する特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏は18日、「共謀罪」法案について、プライバシーや表現の自由を制約するおそれがあると懸念を示す書簡を安倍晋三首相あてに送付しました。

ケナタッチ氏は書簡で、「共謀罪」法案は他の法律と組み合わせて幅広い適用が行われる可能性があり、「プライバシーの権利やその他の基本的な国民の自由の行使に深刻な影響を及ぼす」と指摘しました。

特に、共謀罪の成立要件とされる「計画」と「準備行為」の定義が漠然としていることや、対象となる犯罪に明らかにテロや組織犯罪とは無関係な犯罪が含まれているといった問題点をあげ、どんな行為が処罰の対象になるか非常に幅広く解釈されるおそれがあり、刑法の原則として求められる「明確性」に適合していないとしています。

また、▽共謀罪を立証するためには監視を強めることが必要となるが、プライバシーを守るための適切な仕組みを設けることが想定されていない▽監視活動に対する令状主義の強化も予定されていないようだ—といった問題点も指摘しました。

特別報告者は、特定の問題を調査・報告するために国連の人権理事会が任命する独立の専門家。ケナタッチ氏はIT法の専門家で、2015年にプライバシー権に関する特別報告者に任命されました。

主張

「自衛隊明記」改憲

制約なき武力行使の道許すな

しんぶん赤旗 2017年5月22日(月)

憲法9条に自衛隊を明記し、2020年の施行を目指すと言明した安倍晋三首相の指示を受け、自民党が、党憲法改正推進本部の体制を強化し、年内にも改憲原案を作成することを決めるなど、9条改憲に向けた動きを加速させようとしています。首相が9条に改憲の焦点を当てたことは、日本を本格的に海外で「戦争する国」にしていこうとする危険極まる狙いを浮き彫りにしています。

戦争法を超えた役割拡大

首相は3日の改憲派集会へのビデオメッセージなどで「(憲法)9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」と表明し、その後の国会審議で「1項、2項をそのまま残し、3項に自衛隊を明記する」との考えを示しました。

9条は、1項で戦争と武力による威嚇、武力の行使の放棄、2項で陸海空軍その他戦力の不保持、交戦権の否認を定めています。自衛隊の規定がないばかりか、戦力の保持を一切禁止しています。

歴代自民党政権は9条の規定に反し、自衛隊を世界有数の巨大な軍隊として増強してきました。しかも、安倍政権は集団的自衛権の行使について「9条の下では許されない」としてきた歴代政権の憲法解釈さえ百八十度覆し、安保法制＝戦争法の強行によって実行可能にしました。

しかし、「集団的自衛権は憲法上の制約があって限定的な行使になっている」（首相）と、建前では9条による「制約」を認めざるを得ません。国民世論の多数も現行の9条を改憲することに反対しています。9条と世論という「制約」を突破する狙いで持ち出されたのが「自衛隊3項明記」論です。

憲法に基づき権力を行使するという立憲主義を乱暴に破壊する安倍政権の下で、9条「3項」に自衛隊の存在理由を書き込めば、どのような事態が生まれるかは明らかです。「3項」が独り歩きを始め、自衛隊の役割・任務が戦争法の規定さえ超えて止めどなく拡大していくことは避けられません。

「3項」に自衛隊をどのように書き込むかについて首相が具体的な言及を避ける一方、首相「周辺」から重大な提案もされています。

改憲運動団体・「日本会議」系のシンクタンク「日本政策研究センター」の代表で、「首相の一番の政策アドバイザー」（『ドキュメント日本会議』）とされる伊藤哲夫氏は、戦力不保持を定めた9条2項の例外規定として「3項」に自衛隊を明記する案を示しています。

同センターが3日に出版した『これがわれらの憲法改正提案だ』でも「二項はそのままにして、九条に新たに第三項を設け、第二項が保持しないと定める『戦力』は別のものであるとして、国際法に基づく自衛隊の存在を明記する」という提案をしています。

9条2項の死文化が狙い

2項が保持を禁じる「戦力」とは「別のもの」として「3項」に「国際法に基づく自衛隊」を明記すればどうなるか。2項の「制約」は自衛隊には及ばなくなり、海外での武力行使が無制限に可能になります。9条2項の死文化と、海外での無制限な武力行使にこそ「自衛隊3項明記」論の狙いがあることは隠しようがありません。

日本と世界の平和、国民の生命と安全を脅かす安倍首相の改憲策動を必ず阻止する大闘争を起こすことが求められています。

**「モノ言えぬ国」「戦争する国」許さぬ国民的大運動を
全国革新懇総会 志位委員長の特別発言**

しんぶん赤旗 2017年5月21日(日)

日本共産党の志位和夫委員長は20日の全国革新懇総会で、現在の情勢の特徴と野党と市民の共闘を中心に特別発言しました。

安倍政権は法治国家の体をなしていない

志位氏は冒頭、安倍政権の現状について「もはや法治国家の体をなしていない」と特徴づけ、二つの角度から告発。国民的たたかいをよびかけました。

第一は、憲法を無視した安倍政権の暴走に歯止めが完全になくなっていることです。

自民、公明、維新の3党が衆院法務委員会で強行採決した「共謀罪」法案の審議の過程から見えるのは何か。志位氏は、(1)内心の処罰(2)一般人を対象にする(3)「テロ対策」ではない—など、法案の根幹部分がボロボロになり、金田勝年法相がでたらめな答弁しかできなくなっているとして、「答弁をすればするほど問題が広がるもとので、“採決に逃げ込んだ”というのが実態です。強行採決は、安倍政権の強さの表れではなく、破たんの表れです」と強調しました。

国会は6月18日に会期末を迎えます。「悪法強行のための会期延長は論外。徹底審議で廃案に追い込むために全力をつくします。国会に怒りの声を集中してください」と呼びかけました。

現職首相がこんなあからさまな改憲を唱えたことはかつてなかった

安倍首相が2020年と期限を区切って憲法9条改憲を呼びかける発言を行った問題について、志位氏は「現職の首相が、こうまであからさまに改憲を主張したことはかつてありませんでした。『憲法改正の歌』までつくった改憲論者の中曽根康弘氏も首相だったときにはまだ節度がありました。首相が期限まで区切り、具体的な改憲案を提示するのは、憲法尊重擁護義務に反する違憲発言であることは明りょうです」と批判。「安倍首相はいまや首相として言って良いことと悪いことの区別もつかなくなっている。このような人物に、これ以上国政を任せるわけにはいきません」と強調しました。

さらに志位氏は、首相の改憲発言の「シナリオを描いたのは『日本会議』です」と指摘。「日本会議」の幹部が昨年、9条3項を加え自衛隊を明記すべきという提案し、別の幹部が、その狙いは「2項の『空文化だ』」とはっきりいっていることをあげ、「『日本会議』が『提案』をし、それに対する『報告』を安倍首相が『日本会議』の改憲集会でやったということになります。安倍首相にとっては、自民党よりも、内閣よりも、国会よりも、『日本会議』が上だということになる」と指摘。国会の憲法審査会は思うように進まず、世論調査でも「憲法9条守れ」という声が6割前後にのぼっているとして、「安倍首相が『賭け』に出たのは、おごりと焦りの表れ。国民が意気高く迎え撃つ必要があります」とよびかけました。

沖縄での強権の矛盾——連帯したたたかいをよびかける

安倍政権は、沖縄県民の民意を無視して米軍新基地建設を推し進めています。志位氏は、安倍政権が県民の意思を無視して護岸工事を始めたものの、本格的な工事ができないでい

る実態を指摘。「県民のたたかひの圧力で、県知事や名護市長の権限を本格的に侵害するところまでは工事ができないのが現状です」として、「沖縄に連帯したたたかひを大いに発展させよう」と訴えました。

志位氏は、「『モノ言えぬ国』『戦争する国』を許さない国民的大運動を起こしていく決意を全国に発信しよう」と呼びかけ、参加者は大きな拍手でこたえました。

「森友学園」「加計学園」——権力者による国政の私物化を許さない

第二の特徴は、権力者による国政の私物化の疑惑が噴き出していることです。

「森友学園」の疑惑に加え、「加計学園」の獣医学部新設でも安倍首相の関与の疑惑が浮上しています。

志位氏は、安倍首相の「腹心の友」が理事長をしている加計学園に対して、37億円の用地を無償提供され、さらに巨額の補助金が投入されようとしているなど、破格の優遇がされてきたことを指摘。首相の関与の疑惑を示す文部科学省の文書を「しんぶん赤旗」が入手したことを報告。「安倍首相は国会答弁で『もし働きかけて決めていたら責任をとる』と言っており、これが事実だとしたら、首相の進退にかかわる大問題になる」と徹底追及していく決意を表明しました。

その上で、「権力者による国政の私物化は韓国でも問題になったが、同様の疑惑が日本でも噴き出している」と指摘。「森友学園」と「加計学園」の二つの疑惑を抱える安倍首相は「イエローカードを2枚もらっている。2枚もらったら退場です。野党と市民の共闘を大きく発展させ、草の根のたたかひを起こして安倍政権を追いつめていこう」と訴えました。

都議選—豊洲移転の破たん、三つの大争点がうきぼりに

最後に志位氏は、間近に迫った都議選について、「大争点が浮き彫りになってきました」と語りました。

豊洲移転問題で、18日の都・専門家会議で平田座長が「汚染は残る」と発言したのに対して、業者が憤激し、豊洲移転計画の破たんがあらわになったことを強調。(1)安倍9条改憲に首都・東京から「ノー」の審判を(2)豊洲移転ストップ、築地再整備を(3)巨大開発優先の「逆立ち都政」をただし、暮らし最優先の都政を一の三つの争点をあげ、「自民・公明対日本共産党」という対決構図を鮮明にし、「大いに奮闘し、必ず勝利したい。都議選での日本共産党の勝利は、国政での野党と市民の共闘の発展にとっても決定的に重要です」と決意を示しました。

主張

「共謀罪」強行採決

違憲法案を力で押し通す暴挙

しんぶん赤旗 2017年5月20日(土)

自民、公明の与党と日本維新の会が衆院法務委員会で、「内心」を処罰対象にする「共謀罪」法案の採決を強行しました。審議をすればするほど人権を侵害する危険な中身が明らかになり、国民の不安と懸念が広がって、今国会で成立させる必要がないという声は世論調査でも多数です。世論に逆らい、野党の抗議も無視して質疑を乱暴に打ち切り、数の力で押し切った自公と補完勢力の責任は極めて重大です。思想・良心の自由などを大本から脅かす憲法違反の悪法を、民主主義を破壊する強引な手法で推し進める安倍晋三政権の暴走は絶対に許されません。

刑法の大原則を覆す危険

犯罪が起こっていない段階でも2人以上が犯罪を「計画」し、「準備」したと捜査機関が判断すれば、取り締まり、処罰の対象にする「共謀罪」法案は、日本の近代刑法体系の大原則を覆すものです。

近代刑法は、犯罪があって具体的な被害が生じた場合に初めて処罰することを基本原則にしています。ところが「共謀罪」は、「犯罪をしよう」と相談しているらしい」と警察がみなせば、捜査が開始され、処罰されるというものです。対象とする罪は277にも及びます。文字通り日本の刑法体系の大転換につながる悪法です。

政府は「対象は組織的犯罪集団」「一般人は関係ない」と繰り返しますが、そんな歯止めはまったくないことが、国会審議の中で次々と浮き彫りになっています。

どんな団体や個人を対象にするかを決めるのは警察です。その警察はいまでも恣意(しい)的な判断によって、秘密裏に一般市民に対する尾行や盗撮などを行って、病歴・学歴を含む詳細な情報を収集する人権侵害にあたる違法捜査をしており、そのことを「通常業務の一環」などと正当化しています。

そんな警察が、「話し合った」「準備をした」ことで捜査・処罰できる「共謀罪」を手にしたらどんな事態になるか。「犯罪を話し合った」証拠を手に入れるために、いまよりはるかに早い段階で範囲も広げた捜査を行うことを可能にします。「実行準備行為」は、ATMでお金を下ろすなどの日常行為と違いがないため、その行為の目的を捜査するとして「内心」に踏み込むことは避けられません。「話し合い」を調べるとして電話やメール、LINEなどのやりとりも常に監視される危険もあります。集会やパレードなどの参加者への不当な監視にお墨付きを与え、いっそうの強化につながりかねません。

憲法が保障する、思想・良心の自由(19条)、集会・結社・表現の自由、通信の秘密(21条)などに根本から反する「共謀罪」法案は廃案にするしかありません。

政府追い込む世論さらに

安倍政権が持ち出す「テロ対策」のためという口実も崩れています。法案を所管する金田勝年法相が法案をまともに説明できないことは、大臣の資質や能力の欠如と同時に、「共謀罪」法案の深刻な矛盾と破綻を示しています。

「数の力」で強権的にしか押し通せない法案の道理のなさは明白です。世論の高まりで、当初描いていた審議日程を狂わせるなど安倍政権を追い込んでいます。「戦争する国」づくりと一体となった監視社会づくりを許さない「共謀罪」阻止の世論と運動を広げることが急務となっています。

毎日新聞世論調査

20年改憲「不要」59% 内閣支持、46%に下落

毎日新聞 2017年5月22日

毎日新聞は20、21両日、全国世論調査を実施した。憲法9条の1項、2項をそのままにして、自衛隊の存在を明記するという安倍晋三首相の憲法改正案については、「反対」31%、「賛成」28%と回答が分かれた。「わからない」も32%あった。首相は改正憲法の2020年施行を目指す考えを表明したが、それに向けて改憲の議論を「急ぐ必要はない」は59%に上り、「急ぐべきだ」の26%を大きく上回った。内閣支持率は4月の前回調査から5ポイント減の46%、不支持率は5ポイント増の35%だった。支持率が5割を切ったのは昨年11月調査以来。(2面に関連記事と「質問と回答」、社会面に「アクセス」)

9条を改正すべきだと「思わない」は49%で、4月調査から3ポイント増えた。「思う」も3ポイント増で33%。5月3日の首相の改憲提案前後で大きな変化はない。

9条改正派には、戦力不保持を定めた2項を見直すべきだという主張もある。ただ、今回の調査では、改正すべきだと思う層の69%が自衛隊明記に賛成した。

首相は国会の憲法審査会に議論を委ねる姿勢を示してきたが、その途中で、自民党総裁として具体案に言及した。こうした首相の議論の進め方が「問題だ」は48%で、「問題はない」の31%より多かった。内閣支持層は「問題はない」が51%、不支持層は「問題だ」が84%となった。【吉永康朗】

毎日新聞世論調査

憲法改正「賛成」48% 9条は「反対」46% 施行70年

毎日新聞 2017年5月3日

日本国憲法は1947年の施行から3日で70年を迎えた。毎日新聞が4月22、23両日に実施した全国世論調査で、憲法を改正すべきだと「思う」という回答は48%、「思わない」は33%だった。憲法第9条に関しては改正すべきだと「思わない」が46%で、「思う」の30%を上回った。改憲項目によっては賛成が広がる可能性があり、国会の憲法審査会は今後、世論を見極めながら改憲項目の絞り込みを進める。(5面に質問と回答)

昨年4月の調査では、憲法を改正すべきだと「思う」と「思わない」が42%で並んでいた。今回は「憲法の施行から70年にあたる」と明示したうえで質問したため、単純に

は比較できない。

憲法を改正すべきだと「思う」は全年代で「思わない」より多かった。9条は逆に全年代で「思わない」が「思う」より多かった。ただ、9条を改正すべきだと「思わない」は昨年4月の調査から6ポイント減少した。

大規模災害や外国からの攻撃が発生し、国政選挙が実施できなくなった場合に、国会議員の任期を特例で延長する規定を憲法に設けることに関しては「反対」47%で、「賛成」28%だった。自民、民進、公明党などには、任期延長を含む緊急事態条項の創設を支持する意見が少なくない。しかし、調査では、自民支持層で「賛成」45%、「反対」36%だったのに対し、民進支持層と公明支持層は反対が賛成を大きく上回った。

憲法施行70年にあたり、戦後の日本の平和維持や国民生活の向上に憲法が果たしてきた役割をどう評価するかも聞いた。「かなり役立った」は29%、「ある程度役立った」は47%で計76%だった。【大隈慎吾】